

第2回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和8年8月24日（月）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和8年8月24日（月）午前10時00分から午前11時15分
2. 開催場所 壬生町役場 101会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 大橋 好一
会長職務代理者 4番 葭葉 孝男
1番 森田 栄 2番 高橋 宏治 3番 落合 章男 5番 荒川 俊彦
6番 佐藤 達 7番 塩沢 紀美子 8番 早乙女 春香 9番 鯉沼 玲子
4. 参集推進委員
荒川 広文推進委員長 戸崎 裕司推進委員 篠原 靖正推進委員
白石 英明推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画の件について
議案第5号 農地法第41条第1項の規定による農地中間管理機構への通知の件について
報告第1号 非農地証明願いの件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
報告第4号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について
報告第5号 農地法第3条の規定による許可処分取消願の件について
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 岡 洋子 主幹兼農地調整係長 今野 大地
主査 田口 梨沙 主査 山川 慶一

7. 会議の概要

令和8年8月24日（月）【午前10時00分開会】

●局長 定刻になりましたので、第2回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は10名です。

また、荒川広文推進委員長、戸崎裕司推進委員、篠原靖正推進委員、白石英明推進委員にも出席をいただいております。

総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 改めまして皆さんおはようございます。先月第26期の農業委員会が誕生しまして、今月から現地調査や研修会等本格的な活動が始まった方もいらっしゃると思いますが、これから3年間、このチームで農業委員会活動を行っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めて委員になられた方もいらっしゃいますが、一度に全部覚える気にならないで、研修会に出席する毎、1回の現地調査を行う毎、総会に出席する毎、分からない点は、事務局や先輩の委員さんに聞いていただいて、間違いのないよう、知識を習得していただければ、業務がスムーズに進むかと思います。あやふやな点がありましたら、事務局にその都度聞いていただいて、正確な答えを出していただいて活動していただきたいと思います。

先日は8月3日、10日に研修会があり、出席なさった委員の皆様、どうもお疲れ様でした。また、22日はふるさとまつりが開催され、雷雨が心配されたのですが、小雨がぱらついて、暑さしのぎになったかなというところでした。また、お客さんも多数いらっしゃって、賑やかなまつりになったと思います。委員の皆様にも踊りに参加していただき、どうもありがとうございました。

これから稲刈りの時期になってきますが、まだまだ暑さが続くと思いますので、熱中症等に気をつけていただければと思います。

今年の米の金額が気になるところであり、全農の概算金が9月3日に出るような話を聞きましたが、2万円を若干切るような金額になるかというところです。稲作農家が営農にやる気を出してもらえるような価格形成、安定した価格が望ましいと思います。農業委員会として町や県に農政の安定を求めていきたいと考えておりますので、皆様にもご協力いただきたいと思います。

今日は初めての総会ということですが、農地利用最適化推進委員の皆様には、総会の内容を聞いていただいて、知識を高めていただくことが大切だと思いますので、今後もお出席いただければと思います。以上で挨拶とさせていただきます。

きます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

●局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長にお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、1番 森田 栄委員、2番 高橋 宏治委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記は、事務局職員の 今野主幹を指名いたします。

○議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、議案に従いまして、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____（上新町） 自作地 4 畧

譲受人 _____（宇都宮市） 自作地等なし
(土地の表示)

壬生町大字壬生乙 _____ 田 3 8 m²

贈与による所有権移転 稼働1人

第2項

譲渡人 _____（上新町） 自作地 1 7 7 畧

譲受人 _____（本郷） 自作地 2 6 6 畧
(土地の表示)

壬生町大字七ツ石 _____ 田 1 1 7 8 m²

壬生町大字七ツ石	田	5 8 2 m ²
壬生町大字七ツ石	田	6 1 2 m ²
	合計	2 3 7 2 m ²

売買による所有権移転 _____円 稼働 4 人

第 3 項

譲渡人 _____ (上新町) 自作地 1 7 7 ㌥

譲受人 _____ (本郷) 自作地 6 1 3 ㌥ 借受地 1 2 ㌥
(土地の表示)

壬生町大字七ツ石	田	9 2 2 m ²
壬生町大字七ツ石	田	8 1 9 m ²
	合計	1 7 4 1 m ²

売買による所有権移転 _____番 _____円/1 0 a
_____番 _____円/1 0 a
稼働 3 人

第 4 項

譲渡人 _____ (本郷) 自作地 1 0 6 ㌥ 借受地 1 5 ㌥

譲受人 _____ (本郷) 自作地 6 1 3 ㌥ 借受地 1 2 ㌥
(土地の表示)

壬生町大字羽生田 _____ 畑 4 5 2 m²

売買による所有権移転 _____円/1 0 a 稼働 3 人

第 5 項

譲渡人 _____ (本郷) 自作地 1 0 7 ㌥ 貸付地 2 6 ㌥

譲受人 _____ (本郷) 自作地 2 3 ㌥ 借受地 2 6 ㌥
(土地の表示)

壬生町大字七ツ石 _____ 田 2 6 5 7 m²

売買による所有権移転 _____円 稼働 4 人

第6項

譲渡人 _____ (中泉) 自作地 241畝 貸付地 41畝

譲受人 _____ (中泉) 自作地 449畝

(土地の表示)

壬生町大字中泉 _____ 畑 119㎡

壬生町大字中泉 _____ 田 2165㎡

合計 2284㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働2人

第7項

譲渡人 _____ (栃木市) 自作地 65畝

譲受人 _____ (おもちゃのまち)

自作地 243畝 借受地 15畝

(土地の表示)

壬生町大字福和田 _____ 畑 1041㎡

壬生町大字福和田 _____ 畑 1044㎡

壬生町大字福和田 _____ 畑 545㎡

合計 2630㎡

売買による所有権移転 _____番・_____番 各 _____円

_____番 _____円

稼働8人

なお、第1項から第7項案件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農作業常時従事要件について、申請書及び添付書類、農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしております。説明は以上です。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 森田 栄 委員

● 1 番 森田 栄 委員（1 項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の件について」第 1 項について説明いたします。

去る 8 月 20 日に私と高山克三推進委員と譲受人の申請代理人の_____氏立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認をいたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い 1 番から 7 番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件も満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第 1 項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第 1 号第 1 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第 1 号第 1 項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第 2 項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

● 3 番 落合 章男 委員（2 項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の件について」第 2 項について説明いたします。

去る 8 月 16 日に私と早乙女和弘副推進委員長と譲受人の_____氏立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い 1 番から 7 番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件も満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第 2 項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 落合 章男 委員

●3番 落合 章男 委員(3項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第3項について説明いたします。

去る8月16日に私と早乙女和弘副推進委員長と譲受人の_____氏立会のもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 落合 章男 委員

●3番 落合 章男 委員（4項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第4項について説明いたします。

去る8月16日に私と早乙女和弘副推進委員長と譲受人の_____氏立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしました。いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第5項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 落合 章男 委員

●3番 落合 章男 委員（5項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第5項につ

いて説明いたします。

去る8月16日に私と高橋宏治農業委員、早乙女和弘副推進委員長と譲受人の_____氏立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第5項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第6項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 佐藤 達 委員

●6番 佐藤 達 委員(6項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第6項について説明いたします。

去る8月11日に私と落合章男農業委員、荒川幸雄推進委員と譲受人の_____氏立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第6項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第7項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 荒川 俊彦 委員

●5番 荒川 俊彦 委員(7項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第7項について説明いたします。

申請地は福和田地区の3筆で売買による農地の所有権移転の案件です。去る8月17日に私と葭葉孝男農業委員、手塚 久推進委員と申請代理人の___行政書士立会いのもと、現地確認を行いました。申請地の現状、境界、利用状況、位置関係を確認した結果、申請書の内容と現地に相違なく、耕作上、周辺農地への支障もないと認められました。以上のことから、本案件は許可相当と判断いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第7項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔今野農地調整係長〕

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (舟町)

譲受人 株式会社 _____

代表取締役 _____ (大阪府)

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲 _____ 畑 819㎡

太陽光発電設備 売買による所有権移転

第2項

譲渡人 _____ (茨城県)

譲受人 _____ (安塚一)

_____ (安塚一)

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲 _____ 畑 287㎡

一般住宅敷地 贈与による所有権移転

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る8月18日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の1番 森田 栄委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 森田 栄 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、8月18日火曜日に高橋宏治農業委員、落合章男農業委員、高山克三推進委員、荒川広文推進委員長、岡 洋子局長、今野大地主幹、山川慶一主査の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北へ約110mに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、今回の事業計画は、パネル127枚、パワーコンディショナー9台を設置し、総発電出力は75.565kwとなっております。想定売電単価は_____円となっております。土地の選定については、代替性の検討を行っており、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を決定しております。

事業資金約_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、代替性の検討も行っていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題ないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。

第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 森田 栄 委員

●1番 森田 栄 委員（2項案件について報告）

次に第2項案件についてご報告いたします。

申請地は_____から南西へ約600mに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は現在アパートで夫婦で生活をしておりますが、今後の家族構成の変化や、現在のアパートが手狭になってきていることから、自己用住宅の建築を計画いたしました。土地の選定については、自己所有地はないため、_____に相談したところ、_____より土地を譲っていただけることになりました。現在のライフスタイルを大きく変えないこと、他法令に違反しない事を条件に検討した結果、この申請地を選定いたしました。

事業資金_____万円は金融機関からの融資で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、代替性の検討も行われていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。ここで、事務局より補足説明がございます。今野主幹、補足説明をお願いします。

●事務局 補足説明〔今野大地農地調整係長〕

本案件について補足説明いたします。

8月18日の現地調査におきまして、西側宅地に建っている_____が一部、申請地まで越境していることが確認されました。これについて対応を検討しましたが、_____の越境面積が5㎡程度と微小であること、この状態で20年以上経過していること、砂利を敷く等の悪質性の高いものではないことから、今回は許可やむなしとして、是正確認後に許可指令書を交付する形で対応したいと考えております。

補足説明は以上です。

○議長 先ほどの事務局の説明ですが、_____は昨日撤去されましたので、事務局で現地確認をしてください。

●事務局（今野大地農地調整係長）

わかりました。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説

明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。
本案件については、当該農地が農地復元されたことを確認出来次第、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野大地農地調整係長）

それでは、議案第3号「農地法第5条の許可後の事業計画変更申請の件について」、ご説明します。

第1項

賃貸人 _____ (中泉)

貸 人 _____ (おもちゃのまち)

賃借人 _____ 株式会社

及び借人 代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字中泉 _____ 畑 856㎡

壬生町大字中泉 _____ 畑 1315㎡のうち
404.92㎡

壬生町大字中泉 _____ 畑 386㎡のうち
4.85㎡

合計 2557㎡のうち
1265.77㎡

園芸用土採取及び表土置場を目的とする一時転用で、許可期間を令和8年

12月31日まで延長するものでございます。

○議長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る8月18日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 1番 森田 栄 委員から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 森田 栄 委員（1項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、第5条の現地調査と同じ8月18日火曜日に、同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

本案件については、転用目的が園芸用土採取で許可を受けていたものを、令和8年12月31日まで許可期限を延長するものです。期間延長の理由については、天候等により事業が遅れてしまい、農地復元のための埋戻しに時間が必要なためです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、副調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 8番 早乙女 春香 委員

●8番 早乙女 春香 委員

この案件は2回目の許可ということになりますか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

令和7年10月20日に表土置場として追加して転用するということで、その分の事業計画変更申請が出ている案件で、今回は許可期限を延長するということで、2回目の事業計画変更申請になります。

●8番 早乙女 春香 委員

ありがとうございました。

○議長 5番 荒川 俊彦 委員

●5番 荒川 俊彦 委員

この案件で、賃借人及び借り人は、私が農地法第3条許可申請で現地調査を行った____さんという方なのですが、この案件と同じようなことで農地を利用をするということなののでしょうか。もし、そのような場合でも許可は問題ないのでしょうか。

○議長 荒川委員が現地調査をしたのは、農地の取得の第3条で、今回の案件は第5条の案件なのですが、事務局から説明いただけますか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

第3条の方は農地として使うということが前提での許可ですが、この案件は農地の一時転用ですので、一時的に土を掘って、終わったら埋め戻して後は農地として使うというものです。

●5番 荒川 俊彦 委員

このような場合は、予め土地の近隣の土地所有者に報告しておくということはないのですか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

土地の隣接地の所有者から同意書をもらっているのですが、義務ではないため、同意書がもらえなかった場合は、もらえなかった理由書を添付してもらうということで、壬生町は対応しています。

●5番 荒川 俊彦 委員

わかりました。

○議長 農地として取得した場合は、転用するまでには1年間、1作何か作物を作っていたきたいという話を町ではしてありますから、農地を取得してすぐ転用ということは出来ないようになっています。農地で何かを作るから農地を取得するという理由ですので。また、赤玉土等を採取する場合は、今掘っているところが80%以上埋戻が終わっていなければ次に進めないということがありますので。調査をする際にはそのようなことも考えていただければわかりやすいかと思います。

○議長 その他に何かありますか。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項について、原案のとおり決定いたしました。本案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔今野農地調整係長〕

それでは議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」、ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づき策定した『農用地利用集積等促進計画』を議案のとおりを実施することについて、同法同条第3項の規定に基づき、農業委員会に意見を求めるものでございます。

それでは、農用地利用集積等促進計画各筆明細に従いましてご説明いたします。

議案書8ページから9ページ、賃貸借権分について、記載のとおり申請が5件、面積合計が44,712.14㎡となっております。

続いて、議案書10ページから11ページ、使用貸借権分について、記載のとおり申請が5件、面積合計が31,705.36㎡となっております。

続いて、議案書12ページから14ページ、所有権移転分について、記載のとおり申請が12件、面積合計36,440㎡となっております。

以上、各案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

○議長　ただいま事務局から説明のありました「農用地利用集積等促進計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長　それでは、私からよろしいですか。使用貸借権で_____さんという方についてですが、利用権を設定する者、設定を受ける者が同じ____さんなのですが、これは何か理由やメリットがあるのですか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

_____市の圃場整備事業で、一体的に整備するということで、その中で事業の要件として、対象地内の農地を全てを農地バンクに貸し付けるという要件があり、農地バンクを通して貸し付けしなければならないということで、農政課から説明されています。

○議長　土地改良ということですね。わかりました。

○議長　1番 森田 栄 委員

議案書10ページの_____さんという方も先ほどと同じケースなのですか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

はい、同じケースです。

○議長　やはり土地改良ということで、先ほどの____さんの農地と地番が近いからそういうのですね。

●1番 森田 栄 委員
わかりました。

○議長　その他何かございますか。

(意見質問なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」、原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」のうち、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に、議案第5号「農地法第41条第1項の規定による農地中間管理機構への通知の件について」を議題といたします。農地法第41条第1項の規定による農地中間管理機構への通知について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告及び説明〔今野大地農地調整係長〕

議案第5号「農地法第41条第1項の規定による農地中間管理機構への通知の件について」ご説明いたします。議案書16ページのとおり、中泉_____番の田で1筆、面積 2,561㎡の農地、また、議案書18ページのとおり、中泉_____番の田で1筆、面積 998㎡の農地について、6月19日の農業委員会総会において所有者不明農地の公示を行う旨説明し、委員の皆様の承認をいただいた後、2か月間の公示を行いました。所有権等を主張する関係者より申し出がありませんでした。

これにより、農地法第41条第1項の規定により、所有者不明農地公示について、農地に権利を有する者より申し出がなかった旨を、農地中管理機構に通知することについてご審議いただくものです。

ご承認いただきましたら、農地中管理機構に通知をし、農地中管理機構が県知事に裁定の申請を行います。その後県知事の裁定を受けて、農地中管理機構が利用権を設定し、借受予定者が農地の利用を開始できるのは来年1月頃の予定となっております。説明は以上となります。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「農地法第41条第1項の規定による農地中間管理機構への通知の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号「農地法第41条第1項の規定による農地中間管理機構への通知の件について」、原案のとおり農地中間管理機構に通知することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「農地法第41条第1項の規定による農地中間管理機構への通知の農用地利用集積等促進計画の件について」は、原案のとおり農地中間管理機構に通知することにいたします。

○議長 次に、報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の20ページのとおり2件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、地区担当委員の方より、現地調査の結果報告をお願いします。

●4番 葭葉 孝男 委員（1項案件について報告）

報告第1号 非農地証明願の第1項の件について、現地調査の結果報告をいたします。去る7月15日に、私と前推進委員の葭葉 進委員、願出人の代理人の_____氏とともに現地を確認し、20年間以上、自宅敷地と一体利用しており、農地復元は困難な状況であることを確認しました。

○議長 ありがとうございました。ただいまの第1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長 続いて、第2項案件について、私が地区担当委員ですので、現地調査の結果報告をいたします。

●10番 大橋 好一 会長（2項案件について報告）

報告第1号 非農地証明願の第2項の件について、現地調査の結果報告をいたします。去る7月31日に、私と戸崎裕司推進委員、願出人の代理人の____氏とともに現地を確認し、30年間以上、駐車場として利用しており、農地復元は困難な状況であることを確認してまいりましたので報告いたします。

○議長 それでは、ただいまの第2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の21ページから22ページのとおり6件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の23ページのとおり7件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長 次に、報告第4号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり説明

報告第4号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」は、議案書の25ページのとおり8件がございました。

農業経営基盤強化促進法第19条に基づき策定した『地域農業経営基盤強化促進法（地域計画）』を変更することについて、同法同条第6号の規定に基づき農業委員会に意見聴取ということで事前調整を求められたものです。

転用目的は、5件が太陽光設備設置のための除外、1件が自動車修理場敷地のための除外、2件が住宅建築のための除外となっており、26ページから32ページに該当農地を示す目標地図が添付されております。

今回の地域計画から除外する農地は、地域計画において将来の耕作者が設定されている筆ではなく、除外により当該地域の農用地の効率的な利用を妨げるものではないと考えられることから、事務局長専決で、原案のとおり「意見なし」とし、町に意見を送付しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号は終わります。

○議長 次に、報告第5号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のおり報告

報告第5号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願の件について」は、議案書の34ページのとおり1件の申請がございました。

内容について、昭和63年6月21日付壬農委指令第284号にて売買による農地の所有権移転として許可指令書を交付した案件です。取消理由に記載のある通り、錯誤のため、令和8年7月27日付で、_____氏、_____氏より、農地法第3条の規定による許可処分の取消願が提出され、同日付で書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 高橋 宏治 委員

●2番 高橋 宏治 委員

この案件についてもう少し詳しく事情を説明いただきたいのですが。

●事務局（岡 洋子局長）

願出人の_____さんという方の息子さんの、_____から事務局に相談がありまして、田口主査、山川主査で対応してもらっていました。____さんが_____さんという方に売り渡し農地を取得したということで、農業委員会から許可が出ております。願出人の_____さんという方は、もともとの農地を取得した方の息子さんになります。しかし、農地を売り渡した方もその事実はないという認識で、金銭を受け取ったということも否定しており、農地を取得した方も、その農地以外は相続手続きを済ませておりますが、その農地については未相続地となっている状況です。

この相談を受けて、県の農業会議に意見をお伺いしながら、許可処分については錯誤であったということで、許可処分の取消願いを提出していただくような方向性がよいのではないか、ということで今回の取消願いの提出に至りました。

●2番 高橋 宏治 委員
わかりました。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第5号は終わります。

○議長 その他に何かございますか。

(意見なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第2回壬生町農業委員会
総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午前11時15分閉会】

会 長 大橋 好一

1 番 森田 栄

2 番 高橋 宏治